

# デジタル債研究会 第4回 ESG投資におけるデジタル債の活用

## カストディアンから見たデジタル債の決済

株式会社日本カストディ銀行  
生保資産管理部

2022年12月15日



日本カストディ銀行  
Custody Bank of Japan

# デジタル債の決済について

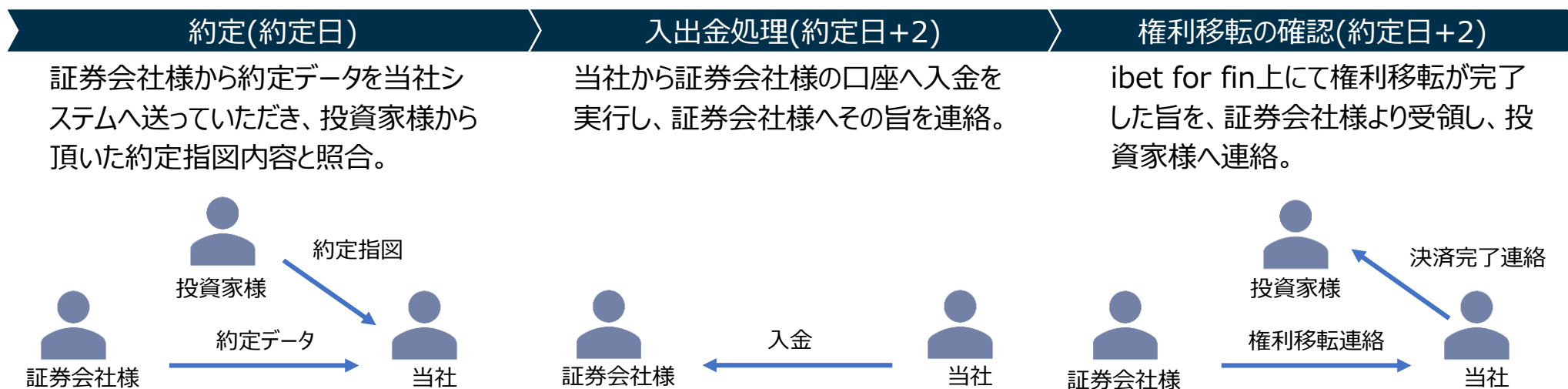
## 1. 振替債との管理、決済方法の相違点

一般的な社債(以下、振替債)とデジタル債における管理、決済方法の相違点を以下に記載する。

	振替債	デジタル債
管理方法	<ul style="list-style-type: none"><li>● 一般的には証券保管振替機構が管理。<sup>[1]</sup></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● ブロックチェーン基盤上 (ibet for fin)で管理。</li></ul>
決済方法	<ul style="list-style-type: none"><li>● DVP決済。</li><li>● 決済口座は日銀当座預金口座を使用。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● FOP決済。</li><li>● 決済口座は指定なし。</li></ul>

## 2. デジタル債の決済事務

当社内で行ったデジタル債の決済事務フローを以下に記載する。



# 決済、管理方法の決定に係るフロー

当社にて本案件を受託する際の検討フローと検討事項に対する当社の対応について以下に記載する。

## 検討事項について

## 当社の対応

### 1. 残高管理方法

デジタル債は通常の振替債と異なり、証券保管振替機構の管理対象外であるため、どのように残高を管理するか検討。

本件では、ibet for fin上で管理体制が構築されていたが、当社内システムでも、残高の管理を行い、残高報告書の内容と相違ないか確認した。

### 2. 決済口座

振替債と異なり、決済口座が決まっていないため、どの口座を使用するか証券会社様と検討。

証券会社様、投資家様と相談の上、日銀当座預金口座にて入出金を行うことを決定した。

### 3. 決済確認方法

デジタルトークンの権利移転が完了したことをどのように判断するか検討。

今回は、デジタルトークンの権利移転がibet for fin上で行われるが、当社からはアクセス権限上、ibet for finを確認できないため、証券会社様から電話とメールにてご連絡を頂き、権利移転を確認した。

# 本件における当社からの要望について

本案件を受託するにあたり、判明した課題と今後の要望について以下に記載する。

課題を大きく分類すると、リスク面と業務効率面における課題の2種類に分類される。

さらにリスク面については権利移転、資金決済において課題が検知された。

今後、「**決済担当者へのibet for finアクセス権限の付与**」と「**入出金システムと権利移転管理システムのリンク**」について早急に対応が望まれる。

## 課題について

## 課題解決のための要望



当社からはibet for fin上で権利移転の完了が確認できない点。

決済担当者(当社)へのibet for finアクセス権限の付与。

FOP決済のため、自動で決済がされず、決済不履行のリスクがある点。

- 入出金システムと権利移転管理システム(ibet for fin)のリンク。

### 業務効率面

FOP決済のため、権利移転確認後、手動で決済を行う必要があり、振替債と比較し事務が煩雑な点。

- 権利移転後、自動で決済が行われる決済システム (DVP決済システム)の構築。